

## 10月1日国土交通省制定

# 「動力車操縦者運転免許取消等の基準」

## に関して申し入れる！

国土交通省による「動力車操縦者運転免許取消等の基準」が10月1日から施行されます。この件で、協約改訂の団体交渉において会社の取扱いについて確認しましたが、会社は「社員の取扱いは何も変わらない」と無責任な対応に終始しました。そのため24日、本部は改めて以下の申し入れを行いました。

## 社員に、制定にあたっての 取扱いや運用の周知徹底をせよ！

1. 国土交通省による「動力車操縦者免許取消等の基準」が制定されるにあたり、事業主としての見解を明らかにすること。
2. 会社内の規程は、何をどのように変えるのか明らかにすること。
3. 免停となった場合の当該者の勤務はどのような扱いになるのか明らかにすること。
4. 免許取消となった場合の当該者への扱いはどのようになるのか明らかにすること。
5. 軽微な事象「鉄道運転事故なし」は会社の判断とされているが、どのような取り扱いを考えているのか明らかにすること。
6. 「動力車操縦者運転免許取消等の基準」は、限定免許にも適応されるのか明らかにすること。
7. 行政処分と社内処分の二重処分はあるのか明らかにすること。又、行政処分を受けたことに対する責任追及はしないこと。
8. 行政処分が科せられるにあたり、その決定、通知については本人に納得出来る説明をするのか明らかにすること。
9. 免許停止になった場合で、乗務復帰に向けてこの間行われている再教育は実施されるのか明らかにすること。
10. 「動力車操縦者運転免許取消等の基準」が制定されるにあたり、その取扱いや運用について社員への周知徹底を行うこと。

**行政処分に対する  
責任追及はするな！**